

# 一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人大阪兵庫生コン経営者会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会の主たる事務所は大阪市に置く。

(目的)

第3条 本会は生コンクリート関連業界における正常な労使関係の確立を目指し、会員相互の啓発と扶助により、連携と結束の強化を図り生コンクリート関連業界の健全な発展を推進し、以て会員各社の安定と発展、ならびに公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 大阪兵庫地域における生コンクリート関連業界の構造改革事業実施に伴う諸問題解決の調整
- (2) 会員全体に影響を及ぼす春闘・労働条件の改訂等の労働問題に関する諸施策の協議調整及び広報啓発事業
- (3) 各種研修会及び情報交換、調査等の事業
- (4) 労務施策に関する事業
- (5) 会員の相互扶助と啓発に関する事業
- (6) 中小企業の振興育成に係る事業
- (7) その他目的達成するために必要な事業

2 前項の事業の実施内容については、理事会の承認を得て決定する。

(公告)

第5条 当会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、大阪市内において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員

とする。

2 正会員の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業者とする。

(1) 生コンクリート関連業者は、大阪府下、兵庫県下はじめ近畿2府4県の生コンクリート関連協同組合に加入している者、もしくは加入の意思を示している者。

(2) 『第2項(1)』の条件に準ずる者。

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人・個人等とする。

(入会)

第7条 本会の会員となろうとする法人・個人等は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。会長は入会の可否を決定し、その結果を通知する。

2 本会の会員になろうとする法人等は、その代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届けなければならない。

3 会員代表者は、法人等を代表するものでなければならない。

4 会員代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

(入会金、会費及び負担金)

第8条 会員は、入会時に社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、本会の運営及び事業実施に要する経費を負担するため、社員総会において別に定める会費及び負担金を負担しなければならない。

(退会及び会員の資格喪失)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を3カ月前までに会長宛提出することにより、事業年度末日に脱退することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 前項で退会したとき

(2) 法人等が解散したとき

(3) 会費を納入せず、督促後なおこれを1年以上納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及び負担金、その他の拠出金品を返還しない。

### 第3章 役員、顧問、相談役

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選出する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては3人、監事にあっては2人を限度として正会員の会員代表者以外の者から選任することができる。

2 代表理事は、理事会の決議により選定する。

3 理事会は前項で選定された代表理事を会長とし、理事から1人又は2人を副会長、1人を専務理事とし、1人又は2人を常務理事として定める。

4 監事は本会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることは出来ない。

(理事の職務権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がその職務を代行する。

4 専務理事は、会長、副会長を補佐して、業務を統括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。  
(監事の職務権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、何時でも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第16条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度内の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選出された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(顧問・相談役)

第17条 本会は必要に応じ理事会の承認を得て、顧問・相談役をおくことができる。顧問・相談役は随時各会議に出席し意見を述べることが出来る。

(解任)

第18条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数を以て行わなければならない。

(報酬等)

第19条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第20条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当会との取引

(3) 当社がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当社とその理事との利益が相反する取引  
(責任の一部免除)

第21条 当社は、一般法人法第114条の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第4章 会議

(社員総会)

第22条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の決議事項)

第23条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額またはその基準
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 残余財産の帰属先
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第24条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員に対し、会日の1週間前までに発する。

3 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった場合は、会長は一か月以内に社員総会を招集しなければならない。

(決議の方法)

第25条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の過半数をもってこれを行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(議決権)

第26条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

2 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、当該社員総会において選出する。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会)

第29条 当会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、当該理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(議長)

第34条 理事会の議長は会長が当たる。

## 第5章 計算

(事業年度)

第35条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

## 第6章 附則

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

2016年1月15日 本定款を施行する

2017年3月15日 定款一部改正

2018年4月18日 定款一部改正

2019年6月12日 定款一部改正